

令和5年9月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0831第3号」により、下記項目につき検体検査実施料が新設され、令和5年9月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
乳癌悪性度判定検査	2,500点×3回分 + 4,000点×2回分 + 8,000点×2回分 + 12,000点 合計 43,500点	遺染 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 「1」の「イ」 処理が容易なもの 「(1)」医薬品の適 応判定の補助等に 用いるもの + 「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 「1」の「イ」 処理が容易なもの 「注1 イ」2項目 + 「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 「1」の「イ」 処理が容易なもの 「注1 ハ」 4項目以上 + 「B011-5」 がんゲノム プロファイリング 評価提供料	(17)乳癌悪性度判定検査 ア ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転移1~3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区分番号「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載すること。 イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載すること。

以上